

## 東浦町若者の海外挑戦応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内に住所を有する若者が自ら設定した目的を達成するために海外の国又は地域へ渡航する際の費用を補助する東浦町若者の海外挑戦応援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、東浦町補助金等交付規則（昭和52年東浦町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有する12歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であること。
- (2) 補助金の申請をする日が属する年度の東浦町若者の海外挑戦応援事業に応募し、渡航計画が補助金の対象として認められた者であること。
- (3) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。
- (4) 帰国後、町が開催する報告会に出席できる者であること。
- (5) 補助対象者の世帯の構成員全員が、次のいずれにも該当していること。
  - ア 町税の滞納がないこと。
  - イ 東浦町暴力団排除条例（平成23年東浦町条例第16号）第2条第2号に規定する暴力団員ではないこと又は同条第1号に規定する暴力団又は当該暴力団員と密接な関係を有していないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、次に掲げる経費とする。ただし、当該補助対象経費に対し、他の補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金等の額を当該補助対象経費から控除するものとする。

- (1) 往復渡航費
- (2) 空港税等出入国手続きに係る諸費用
- (3) 旅券及び査証の取得手続きに係る諸費用
- (4) 渡航目的に即していると認められる用品の購入費用
- (5) 宿泊費（家賃、寮費及びホームステイ費用を含む。）
- (6) 交通費、光熱水費等現地滞在に係る費用（食費及び通信費を除く。）
- (7) 留学プログラム等に係る参加費用、授業料及び教材の購入に係る費用
- (8) 海外旅行保険加入に係る費用
- (9) その他町長が適当と認める費用

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、100万円又は補助対象経費（その額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）のいずれか少ない方を限度とし、予算の範囲内において町長が定める額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、東浦町若者の海外挑戦応援事業補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、町長が定める日までに町長に提出するものとする。

（1）補助対象者の世帯の構成員全員に町税の滞納がないことを確認することができる書類

（2）第7条の規定による補助金の前払いを希望する場合は、東浦町若者の海外挑戦応援事業補助金前払請求書（様式第2）及び振込先の口座番号等が確認できる書類

（3）その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、本町が保有する公募により確認することができるものについては、申請者の同意に基づいてその公募により確認し、書類の添付を省略することができるものとする。

（交付決定）

第6条 町長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、東浦町若者の海外挑戦応援事業補助金交付決定通知書（様式第3）により、申請者に通知するものとする。

（前払い）

第7条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し、必要があると認めるときは、交付決定額の全部又は一部を前払いで交付することができる。

（変更申請）

第8条 交付決定者は、申請書の内容に変更が生じたときは、東浦町若者の海外挑戦応援事業補助金変更承認申請書（様式第4）に必要な書類を添えて、町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、東浦町若者の海外挑戦応援事業補助金変更決定通知書（様式第5）により、交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、事業が完了したときは、事業完了の日から起算して30日以内又は交付決定を受けた年度の3月20日のいずれか早い日までに、実績報告書を町長に提出するものとする。

（補助金の額の確定）

第10条 町長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、東浦町若者の海外挑戦応援事業補助金確定通知書（様式第6）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、東浦町若者の海外挑戦応援事業補助金請求書（様式第7）に、第5条第1項第2号の書類を提出してい

ない場合は振込先の口座番号等が確認できる書類を添えて、町長に提出するものとする。ただし、第7条の規定により前払いで補助金の交付を受けているときは、既に交付を受けている補助金の額を差し引いて請求するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求があった場合は、交付決定者に補助金を交付するものとする。

(補助金の精算)

第12条 交付決定者は、第7条の規定により前払いで補助金の交付を受けている場合で、第9条の規定により確定した補助金の額が既に交付を受けた額に満たないときは、差額を町長に返還するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他の不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

(2) 提出すべき書類等が期日までに提出されなかったとき。

(3) 自己都合により、渡航計画を中断したとき。

(4) その他町長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1（第5条関係）

東浦町若者の海外挑戦応援事業補助金交付申請書

東 浦 町 長

申 請 者

住 所

電 話 番 号

年度において、東浦町若者の海外挑戦応援事業補助金の交付を受けたく申請  
します。

申請金額 \_\_\_\_\_ 円

事業計画及び予算については添付のとおりです。

様式第2（第5条関係）

東浦町若者の海外挑戦応援事業補助金前払請求書

年 月 日

東 浦 町 長

請求者 住 所 東浦町大字

氏 名 \_\_\_\_\_

年度東浦町若者の海外挑戦応援事業補助金前払い金として、下記の金額を請求します。

記

金 円

振込先

金融機関名	支店名	種類	口座番号	口座名義 (フリガナ)

様式第3（第6条関係）

東浦町指令 第 号  
年 月 日

年度東浦町若者の海外挑戦応援事業補助金交付決定通知書

東浦町大字 字 番地

様

東浦町長

年度東浦町若者の海外挑戦応援事業補助金として、下記のとおり交付決定しましたので通知します。

なお、交付決定金額の内訳は、別紙東浦町若者の海外挑戦応援事業補助金交付決定額内訳書のとおりです。

記

交 付 金 額 金 円  
(うち、前払い金額 円)

対象者氏名

様式第4（第8条関係）

東浦町若者の海外挑戦応援事業補助金変更承認申請書

東 浦 町 長

申請者 住 所 東浦町大字

氏 名 \_\_\_\_\_

年 月 日付け東浦町指令教学第 号で交付決定のありました東浦町若者の海外挑戦応援事業費補助金について、下記のとおり変更したいので、申請します。

なお、変更内容詳細については別添のとおりです。

記

1 変更前の交付決定額 金 円

2 変更後の補助金額 金 円

様式第5（第8条関係）

東浦町指令 第 号  
年 月 日

年度東浦町若者の海外挑戦応援事業補助金交付変更決定通知書

東浦町大字 字 番地

様

東浦町長

年度東浦町若者の海外挑戦応援事業補助金として、 年 月 日  
付け東浦町指令教学第 号で通知しました交付金額を、下記のとおり変更しま  
したので通知します。

記

変更後の交付金額 金 円

対象者氏名

様式第6（第10条関係）

東浦町指令 第 号  
年 月 日

年度東浦町若者の海外挑戦応援事業補助金確定通知書

東浦町大字 字 番地

様

東浦町長

年度東浦町若者の海外挑戦応援事業補助金として、下記のとおり交付額を  
確定しましたので通知します。

記

交 付 金 額 金 円

対象者氏名

様式第7（第11条関係）

東浦町若者の海外挑戦応援事業補助金請求書

年 月 日

東 浦 町 長

請求者 住 所 東浦町大字

氏 名 \_\_\_\_\_

年度東浦町若者の海外挑戦応援事業補助金として、下記の金額を請求します。

記

金 円

振込先

金融機関名	支店名	種類	口座番号	口座名義 (フリガナ)